

< 占用・承認工事等共通事項 >

- 水路に民地内排水を接続する場合には、排出物（雨水もしくは浄化槽）や排出主体（個人住宅からの排水もしくは工場からの排水等）を明記してください。
- 上下水道管やガス管占用と乗入、側溝敷設承認工事が同一箇所で行われる場合には、路面復旧の頻度や地元住民への影響等を勘案して、極力、繰り返しの路面掘削が発生しないように調整して下さい。
- 工事範囲が申請地以外（隣地等）に及び場合には、申請地以外の土地所有者の承諾書もしくは協議経緯書（所有土地地番、所有者住所、所有者氏名、説明内容等）を添付してください。
- 工事完了時には、完了届に位置図、計画図、写真（着手前、工程毎、竣工）を添付してください。
- 側溝や水路に接続する排水管で、占用幅が1m未満の場合には、占用申請ではなく道路もしくは水路の承認工事申請をしてください。（HP上にて占用申請が必要な延長を記載しております）
- 占用申請書に記載する工事の期間に注意してください（道路使用許可期間は同工事の期間となります）。
- 市道の年末年始抑制期間は下記のとおりですので、工事期間設定にご注意ください。
新規工事 12月16日（土）～1月3日（水）
継続工事 12月23日（土）～1月3日（水）

< 道路占用工事 >

- 占用料の減免を受けようとする場合は、申請書に併せて減免要綱適用申請を行う旨の記載をしてください。
- 占用更新手続き時などに、占用者と連絡を取り合うこともありますので、占用者の電話番号を記載するようにしてください。また、足場等の一時占用について、台風等による強風が予想される場合には事前に安全対策についての啓発メールを送付することがありますので、占用者のメールアドレスを記載するようにしてください。

< 道路承認工事 >

- L型側溝が整備されている箇所において、建物改築等により出入口箇所が変更、新設される場合には、当該部分のL型側溝の切り下げ等を促して下さい。また、PU1型側溝（10cmの蓋が載っている場合も含む）や現場打側溝等が敷設されている箇所にて蓋掛けを行い乗入される場合についても、適切な構造（PU3型側溝等）への改築を促して下さい。
- 平面図、縦横断図に高さ表記をした図面（縦断起終点と変化点における道路CL、掘削端、側溝天端、側溝底（L型は天端））をもって申請してください。
- 工事期間が延長となる場合には、許可終了日前に余裕をもって、承認工事申請（現承認通知書の写し、工程表を添付）をして下さい。

<水路承認工事・公共物使用工事>

- 使用料の減免を受けようとする場合は、申請書に併せて減免要綱適用申請を行う旨の記載をしてください。

<開発審査>

- 手戻りがなく、円滑に道路計画の申請、許可が行えるように、事前に開発道路計画について（申請代理人、）土木管理課職員と警察で事前協議を行うようにしてください。
- 国道や県道に接続する開発道路を計画する場合、国県道管理者と事前協議をお願いいたします。また、事前協議の後、国県道と開発道路の交差・管理協議を国県と開発道路将来管理者である市で書面にて行うことが求められますので、当該所要時間を考慮するとともに事前協議時に提出書類の内容確認および資料作成をお願いいたします。
- 道路下の上下水道管などの計画変更に伴う道路埋設図の変更が生じないように、上下水道局と同調して、最終の32条協議回答事務手続きを進めております。

<その他>

- 申請書類の修正や追加が必要となった場合には、軽微な内容であっても審査、決裁事務手続きが止まりますので、工事着手予定等に制限がある場合には留意ください。
- 以下内容について、HPに掲載しておりますので、申請時等の参考にしてください。
 - 道路占用料・公共物使用料減免要綱
 - 道水路の取扱いについて（側溝の大きさ等により道路申請なのか水路申請なのかを明記したフロー図）
 - 車両乗り入れにあたって、L字溝の切り下げやPU3型側溝への敷設替えが必要な理由や手続きについて記載した資料
 - 排水施設や照明灯、標識類などの道路施設標準構造図

（以上）